

# 2015年4月から生活困窮者への支援制度が始まりました。

## 就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

### 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困り事や不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

### 就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に1年を基本としたプログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

### 家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

### 就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。

### 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な居住形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う「一時生活支援事業」もあります。「住居確保給付金の支給」、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつながります。

### 相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

- 1 まずは地域の相談窓口へ
- 2 生活の状況を見つめる
- 3 あなただけの支援プランを
- 4 支援決定・サービス提供
- 5 定期的なモニタリング
- 6 真に安定した生活へ

各自治体の窓口へ配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。

あなたの生活の困り事や不安を支援員にお話ください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながらあなただけの支援プランを一緒に作ります。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考えあなただけの支援プランを一緒に作ります。

完成した支援プランは自治体や関係機関の話し合いにより正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

サービス提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的確認し、プラン通りにいかない場合は再確認します。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、フォローアップがなされます。

2015年4月、生活保護に至る前の段階での自立を支援する目的で、『生活困窮者自立支援法』が施行しており全国で支援が行われています。その支援内容は、自立相談・住居確保給付金・就労準備・一時生活・家計相談・子どもへの学習支援等の広範囲にわたり、特に『住居確保給付金』は、期限が限られるものの生活保護の住宅扶助費と同額の家賃額が支給されます。入居者の家賃滞納が起き、生活困窮が疑われる場合には、生活困窮者自立支援制度をご紹介します。



## 【家主さん向け】生活困窮者の自立支援と共に賃貸経営の安定化を図るためのガイドブック

関連情報をご覧ください  
[www.chintai.or.jp/jiritsu/zirei.pdf](http://www.chintai.or.jp/jiritsu/zirei.pdf)



作成：公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 [略称：ちんたい協会]  
 協力：厚生労働省 国土交通省

ミシン目で切り離し、右側を生活困窮が疑われる入居者にご紹介ください



## ●家主さんへのお願い●

ご入居者が家賃を滞納するような状況となり、生活困窮が疑われる場合には、各自治体にある「**生活困窮者自立支援制度の相談窓口**」をご紹介ください。

ご入居者の状態によっては、関係機関の審査の上、生活困窮者自立支援制度の『**住居確保給付金(家賃補助)**』や社会福祉協議会の『**生活福祉資金(敷金・礼金等)**』の貸付が受けられます。

## ●生活困窮者受入れ時のポイント●

### ① 家主への家賃の直接支払いと家賃債務保証サービスの活用

自治体から家主等に直接、住居確保給付金が支払われますので、家賃滞納の不安はありません。また、制度終了後の滞納リスクには、「家賃債務保証サービス」(有償)を活用することにより、損失家賃が補償され安心です。

### ② 緊急連絡先代行サービスや保証人代行サービスの活用

入居者が身寄りのない高齢者等の場合は、社会福祉協議会、NPO法人や民間サービス事業者等が提供する「緊急連絡先代行サービス」や「保証人代行サービス」(有償)を活用することにより、緊急連絡先や保証人が確保され安心です。

### ③ 見守りサービスや孤独死等による損失家賃補償保険の活用

自治体、NPO法人や民間サービス事業者等の「見守りサービス」及び「入居者が亡くなられた際の損失家賃補償・遺品整理・葬儀等に係る費用に対する保険等」(有償)を活用することにより、もしもの時も安心です。

## ●住居確保給付金の概要●

### ① 支給対象者

- A申請日において離職等後2年以内の者、又はB休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者
- 上記A：離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと  
上記B：申請月において世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期間限定で要件削除)
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

### ② 支給要件

- 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)+家賃額以下であること〔家賃額は住宅扶助特別基準額が上限〕
- 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6(但し100万円を超えない額)以下であること
- 求職活動等要件：自立相談支援機関での面接支援(月4回以上)等

### ③ 支給額

- 賃貸住宅の家賃額〔上限額は住宅扶助特別基準額〕

### ④ 支給期間

- 原則3か月間(求職活動などを誠実にしている場合は3か月延長可能：最長9か月まで)

### ⑤ 支給方法

- 住居確保給付金は、原則、家主等の口座に直接、振り込まれます(代理受領)。
- ただし、管理費・共益費等は対象外。

【詳細につきましては、各自治体等発行のパンフレットをご覧ください】

## ●生活福祉資金(総合支援資金)の貸付●

### ① 貸付対象者

- 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていることのほか、一定の要件があります。

### ② 貸付対象費用

- 生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用
- 住宅入居費：敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用  
〔例：入居時の敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料や保証料〕
- 一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用〔例：滞納している家賃などの立て替え費用〕

### ③ 申請先

- 本人が住所地市町村の社会福祉協議会に申請し、個別に審査を受けることになります。

### 【ご相談窓口】

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。

自立相談支援機関の相談窓口一覧 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

【ガイドブックに関するお問合せ先】

〔略称：ちんたい協会〕

(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会



みんな ここ安心

0120-37-5584

受付時間：平日9時～18時





## ● モデル契約条項を利用する際の注意点 ●

- 単身の高齢者(60歳以上の者)が賃貸物件を借りる場合に利用していただくことを想定しています。
- 入居者の財産の管理に一定の負担をかける面があるため、家主の契約関係や残置物の処理への不安感が生じにくい場面で利用した際には、民法や消費者契約法に違反して無効となる可能性があります。
- 入居者と受任者がモデル契約条項の内容を十分に理解したうえで同意していることが必要です。
- モデル契約条項が無効となる可能性がある入居者の例

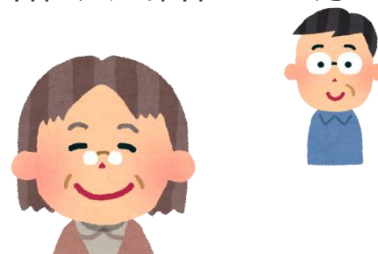
若年層の方



60歳以上の二世帯



遠方でも  
保証人が確保できる方



## ● 国土交通省・法務省による情報提供 ●

### 『残置物の処理等に関するモデル契約条項』

国土交通省及び法務省は『残置物の処理等に関するモデル契約条項』を公開しています。

単身の60歳以上の方からのお申込があり、契約関係や残置物の処理に関し不安感がおありの場合には、本モデル契約条項の利用をご検討ください。

また、各条項に対してコメントが付記されておりますのでモデル契約条項の趣旨や運用方法についても確認ができます。

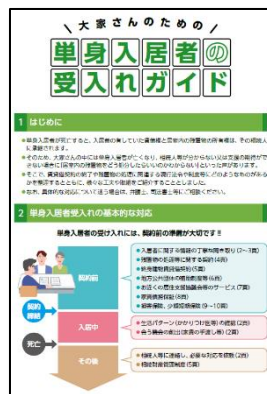
モデル契約条項



### 『大家さんのための単身入居者の受入れガイド』

国土交通省の『大家さんのための単身入居者の受入れガイド』では、家主が単身入居者を受け入れる際の基本的な対応の流れと方々の場合の賃貸借契約の終了や残置物処理に関連する活用可能な制度等を紹介しています。

契約前、入居中、その後と、シーン別に有用な制度を確認することができますのでご参考にしてください。



入居者が亡くなってしまった際に、居室内にある残置物を独断で処分したり、賃貸借契約が終了したと考えて次の募集にすぐに着手したりしている家主の方はいませんか？ 残置物と賃貸借契約は相続の対象になりますので、勝手に処分してしまうと、後に現れた相続人との間でトラブルとなるかもしれません。しかしこのような状況では、家主が高齢者の入居に対して不安感を抱いてしまうことは否めません。このたび家主のこのような不安感を払しょくし、単身の高齢者が賃貸住宅に入居する機会を拡大することを目的として国土交通省と法務省が、入居者が亡くなってしまった場合の円滑な賃貸借契約の解除と残置物の処分を可能とするモデル契約条項(死後事務委任契約)を公開しました。



## 【家主さん向け】

### 60歳以上の単身入居者の死亡時、 簡便な方法で残置物を処分する方法を 取りまとめたガイドブック

【ガイドブックに関するお問合せ先】

〔略称：ちんたい協会〕

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

みんな ここ安心  
0120-37-5584

受付時間：平日9時～18時

作成：公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会〔略称：ちんたい協会〕

協力：国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE



## ● 残置物の処理等を円滑に行う方法のすすめ ●

入居者が死亡すると、賃借権と物件内に残された家財(残置物)の所有権は、その相続人に承継されるため相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることがあります。

そこで、入居者の死亡時に残置物等を円滑に処理することができるように、賃貸借契約の締結前に入居者と受任者との間で、①賃貸借契約の解除と②残置物の処理に関する死後事務委任契約を締結し家主と入居者の間の賃貸借契約に①②に関連する条項を盛り込むことが有効な手段となります。

### ① 賃貸借契約の解除事務の委任に関する契約

- 家主との合意によって入居者の死亡時に賃貸借契約を解除する代理権を受任者に与えます。

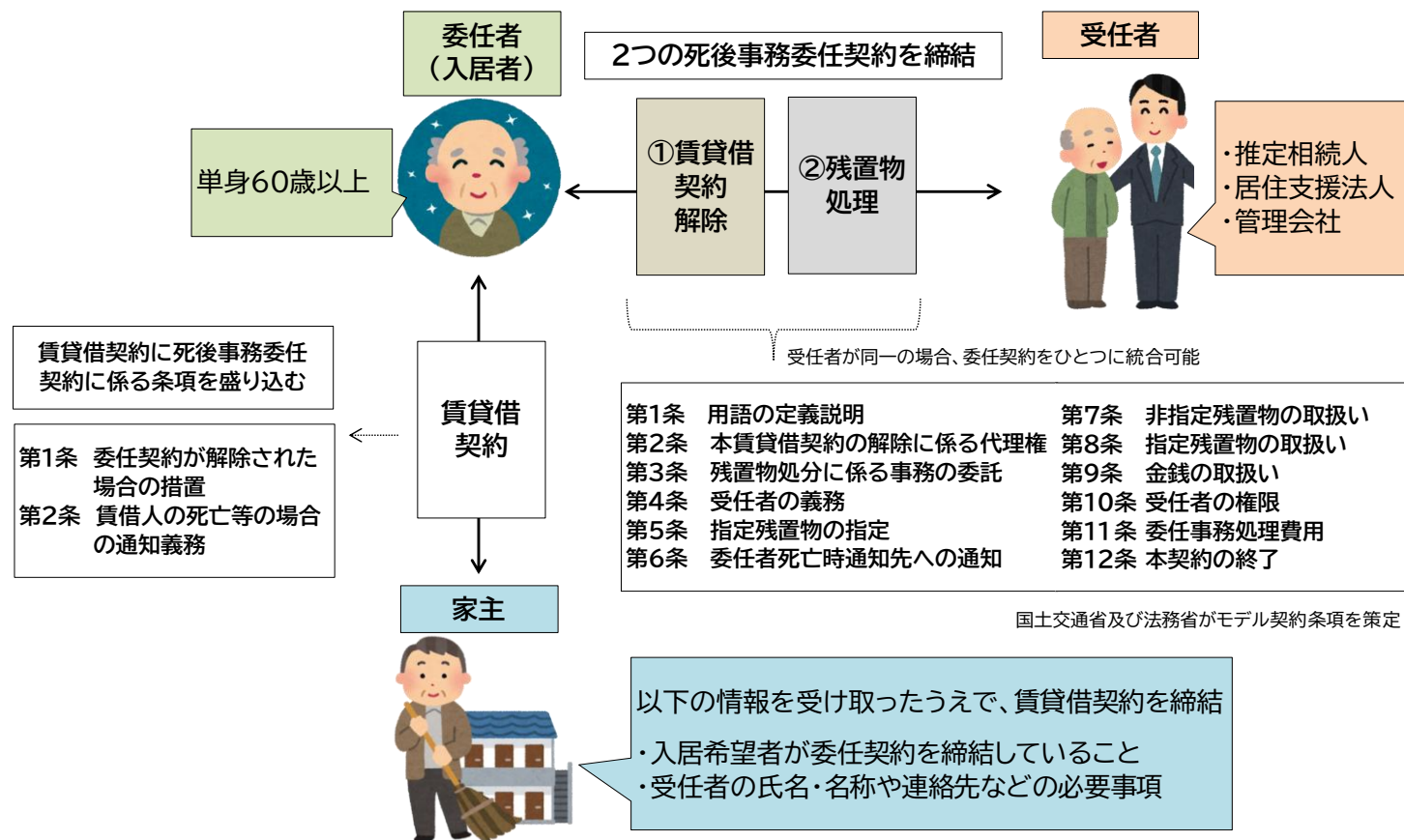
### ② 残置物の処理事務の委任に関する契約

- 入居者の死亡時における残置物の廃棄や指定先への送付等の事務を受任者に委託します。
- 入居者は、『廃棄しない残置物』(相続人等に渡す家財等)を指定するとともに、その送付先を明らかにします。
- 受任者は、入居者の死亡から一定期間が経過し、かつ、賃貸借契約が終了した後に、『廃棄しない残置物』以外のものを廃棄します。ただし、換価することができる残置物については、換価するように努める必要があります。

### 【受任者のなり手】

- 入居者の推定相続人や、居住支援法人、管理会社等の第三者  
推定相続人が半明している場合は、推定相続人のいずれかが受任者の第一候補となるのが望ましいです。  
家主は入居者と利益相反の関係にあたるため受任者となることができません。

### 【委任契約・賃貸借契約と関係者のイメージ】



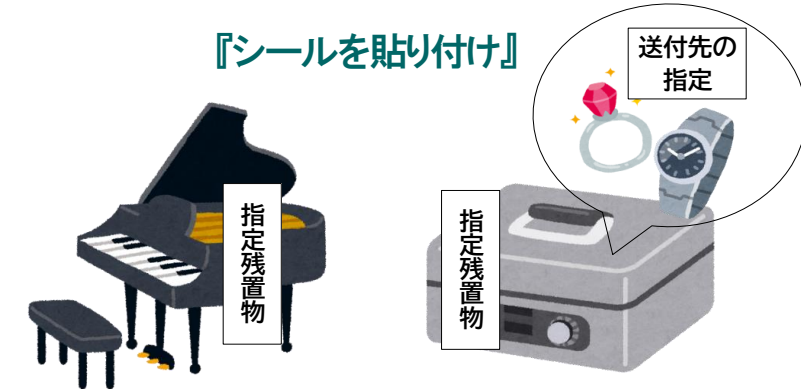
## ● 委任者(入居者)が行うこと ●

- ご自分が亡くなった後、廃棄する家財と“指定残置物”として廃棄しない家財を入居中に整理していただきます。
- 廃棄しない家財については『リストの作成』『目印となるシールを貼る』『受任者に示した一定の場所(金庫等)に保管』など、廃棄しない家財であることを受任者が認識できるようにする必要があります。また、家財を渡す相手の住所等の送付先についても受任者が分かるように準備していただきます。

### 『リストを作成』

指定残置物リスト	
指定残置物	【ピアノ(●●社製)】
現在の所在場所	【居間】
所有者	【委任者】
送付先	【氏名、住所など】
備考	【上記送付先に死因贈与したもの】

### 『シールを貼り付け』



※ 廃棄しない家財として指定されていないものは、原則として廃棄されます。

## ● 受任者が行うこと ●

### 【賃貸借契約の解除】

- 把握できている相続人が、引き続き居住することを希望するかどうか等の事情を確認したうえで、賃貸借契約を継続する必要がなければ、家主と合意のうえ、賃貸借契約を解除することができます。



### 【残置物の処理】

- 廃棄する家財  
入居者の死亡から一定期間(少なくとも3か月)が経過し、かつ、賃貸借契約が終了した後に廃棄することができます。
  - 廃棄しない家財  
入居者から指定された相手に送付します。
  - 換価した又は居室内に残された金銭  
入居者の相続人に返還。相続人が明らかでない場合には供託します。
- ※ 指定されているかどうかにかかわらず、残置物を廃棄、送付、換価し又は別の場所に保管するための搬出は、入居者が事前に指定した通知先に通知後2週間が経過したら行うことができます。



## ● 家主が行うこと ●

- 家主は入居者が亡くなったことを知ったときは、死後事務委任契約の受任者に通知します。生活パターン(かかりつけ医等)を確認したり、会う機会を創出するなど、入居者のもしもの時に備えて事前に関わり方を工夫しましょう。
- 受任者が物件内に立ち入るために、開錠などの協力を求められることがあります。
- 受任者が残置物を廃棄、送付、換価し又は別の場所に保管するために搬出する際は、受任者以外の第三者の立会いが必要であり、家主(管理会社)が立会いを求められることもあり得ます。